

別紙

○農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長、21農振第2454号農林水産省農村振興局長、21林整計第336号林野庁長官、21水港第2724号水産庁長官通知）の一部改正新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
別紙1-1（農地整備に係る運用） 運用1（農地整備事業）	別紙1-1（農地整備に係る運用） 運用1（農地整備事業）
第1 定義 農地整備事業（以下この別紙において「本事業」という。）に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ、次に定めるところによる。	第1 定義 農地整備事業（以下この別紙において「本事業」という。）に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ、次に定めるところによる。
1・2 （略）	1・2 （略）
3 担い手 次に定める基準を満たす農業者又は農業者の組織する団体をいう。なお、それぞれの地域の実情を勘案（市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。以下この別紙において同じ。）における営農類型ごとの農業経営の指標等を勘案することをいう。）できるものとする。	3 担い手 次に定める基準を満たす農業者又は農業者の組織する団体をいう。なお、それぞれの地域の実情を勘案（市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。以下この別紙において同じ。）における営農類型ごとの農業経営の指標等を勘案することをいう。）できるものとする。
(1)～(4) （略）	(1)～(4) （略）
(5)人・農地プラン（人・農地問題解決 <u>加速化支援</u> 事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地要綱」という。） <u>第2</u> に定める人・農地プラン（ <u>人・農地要綱</u> の人・農地問題解決加速化支援事業を利用せずに <u>同要綱</u> に準じて作成したものを含む。）、 <u>実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知。以下「実質化人・農地プラン通知」という。）2の（1）に定める実質化された人・農地プラン（実質化人・農地プラン通知3により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン、実質化人・農地プラン通知4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取決め等を含む。）をいう。）</u> 及び地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知）第2の1に定める経営再開マスタープランをいう。）において地域の中心となる経営体（以下この別紙において「中心経営体」という。）に位置づけられていること。	(5)人・農地プラン（人・農地問題解決 <u>推進</u> 事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地要綱」という。） <u>第2の1</u> に定める人・農地プラン（ <u>人・農地要綱別記1</u> の人・農地プラン作成事業を利用せずに <u>同要綱別記1</u> に準じて作成したものを含む。）及び地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知）第2の1に定める経営再開マスタープランをいう。）において地域の中心となる経営体（以下この別紙において「中心経営体」という。）に位置づけられていること。
(6) （略）	(6) （略）
4 （略）	4 （略）
第2・第3 （略）	第2・第3 （略）
第4 実施要件	第4 実施要件
1・2 （略）	1・2 （略）
3 通作条件整備	3 通作条件整備

通作条件整備の実施に当たっては、以下の要件による。ただし、(1)のイ及び(2)のエの実施に当たっては、個別施設毎の具体的な対応方針を定めた「個別施設計画」が策定されていること。それ以外の実施にあたっては、地域における農業振興のために必要な通作条件整備の内容と、本事業と関連を有し、効果的な実施により通作条件の改善に資する農地整備、農業関連施設等との関連事業について取りまとめた通作条件整備計画を作成すること。

(1) 基幹農道整備

ア 一般型

(ア) 受益面積がおおむね50ヘクタール以上であること。ただし、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村（以下この別紙において「振興山村」という。）、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、平成12年度から16年度までの間に限り、同法附則第5条第1項に規定する特定市町村（同法附則第6条又は第7条の規定により特定市町村とみなされる区域を含む）を含む。）をいう。以下この別紙において「過疎地域」という。）、半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域（以下この別紙において「半島振興対策実施地域」という。）又は棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域（以下この別紙において「指定棚田地域」という。）において行うものにあつては、受益面積がおおむね30ヘクタール以上であること。

(イ) (略)

(ウ) 農業上必要な自動車の交通運行に必要な車道幅員がおおむね4メートル以上であること。ただし、鹿児島県奄美市及び大島郡の区域、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域（以下この別紙において「離島」という。）、振興山村、半島振興対策実施地域又は指定棚田地域において行うものにあつては、車道幅員がおおむね3メートル以上であること。

(エ) (略)

イ 保全対策型

既設の農道について、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図るほか、緊急対策を行うものであつて、次の条件に適合するもの。ただし、点検診断のみを行うものについてはこの限りでない。

(ア) 受益面積の合計が50ヘクタール以上であること。ただし、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域又は指定棚田地域において行うものにあつては、受益面積の合計がおおむね30ヘクタール以上であること。

(イ) (略)

通作条件整備の実施に当たっては、以下の要件による。ただし、(1)のイ及び(2)のエの実施に当たっては、個別施設毎の具体的な対応方針を定めた「個別施設計画」が策定されていること。それ以外の実施にあたっては、地域における農業振興のために必要な通作条件整備の内容と、本事業と関連を有し、効果的な実施により通作条件の改善に資する農地整備、農業関連施設等との関連事業について取りまとめた通作条件整備計画を作成すること。

(1) 基幹農道整備

ア 一般型

(ア) 受益面積がおおむね50ヘクタール以上であること。ただし、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村（以下この別紙において「振興山村」という。）、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、平成12年度から16年度までの間に限り、同法附則第5条第1項に規定する特定市町村（同法附則第6条又は第7条の規定により特定市町村とみなされる区域を含む）を含む。）をいう。以下この別紙において「過疎地域」という。）、半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域（以下この別紙において「半島振興対策実施地域」という。）において行うものにあつては、受益面積がおおむね30ヘクタール以上であること。

(イ) (略)

(ウ) 農業上必要な自動車の交通運行に必要な車道幅員がおおむね4メートル以上であること。ただし、鹿児島県奄美市及び大島郡の区域、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域（以下この別紙において「離島」という。）、振興山村又は半島振興対策実施地域において行うものにあつては、車道幅員がおおむね3メートル以上であること。

(エ) (略)

イ 保全対策型

既設の農道について、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図るほか、緊急対策を行うものであつて、次の条件に適合するもの。ただし、点検診断のみを行うものについてはこの限りでない。

(ア) 受益面積の合計が50ヘクタール以上であること。ただし、振興山村、過疎地域又は半島振興対策実施地域において行うものにあつては、受益面積の合計がおおむね30ヘクタール以上であること。

(イ) (略)

(2)一般農道整備

ア 一般型

(ア) 受益面積がおおむね50ヘクタール以上であること。ただし、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域又は指定棚田地域において行うものにあつては、受益面積がおおむね30ヘクタール以上であること。

(イ) (略)

(ウ) 全幅員がおおむね4.5メートル以上であること。ただし、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯（以下この別紙において「特別豪雪地帯」という。）、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域、急傾斜地帯（受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域をいう。ただし水田地帯を除く。以下この別紙において同じ。）又は指定棚田地域において行うものにあつては、全幅員がおおむね4メートル以上であること。

イ (略)

ウ 農業集落間型

事業を実施しようとする地域に含まれる少なくとも一つの農業集落が、離島、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域（以下この別紙において「特定農山村地域」という。）、指定棚田地域、それらに準ずる地域又は、林野率が50パーセント以上であり、かつ、主傾斜が概ね100分の1以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の50パーセント以上を占める地域に含まれ、農業集落の通作圏の拡大による経営規模の拡大等の地域の農業構造の改善、既設農道及び各種農業関連施設等の一層の利用拡大並びに、農業集落の農家、地域住民等の農村環境の改善に資する計画路線であつて、次の条件に適合するもの。

(ア)～(ウ) (略)

エ (略)

第5～第9 (略)

第10 発電施設における固定価格買取制度との調整等

1 本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、都道府県、市町村及び土地改良区等（土地改良区及び土地改良区連合をいう。以下この別紙において同じ。）が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成26年4月1日付け25農振第2313号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところに

(2)一般農道整備

ア 一般型

(ア) 受益面積がおおむね50ヘクタール以上であること。ただし、振興山村、過疎地域又は半島振興対策実施地域において行うものにあつては、受益面積がおおむね30ヘクタール以上であること。

(イ) (略)

(ウ) 全幅員がおおむね4.5メートル以上であること。ただし、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯（以下この別紙において「特別豪雪地帯」という。）、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域又は急傾斜地帯（受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域をいう。ただし水田地帯を除く。以下この別紙において同じ。）において行うものにあつては、全幅員がおおむね4メートル以上であること。

イ (略)

ウ 農業集落間型

事業を実施しようとする地域に含まれる少なくとも一つの農業集落が、離島、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域（以下この別紙において「特定農山村地域」という。）、それらに準ずる地域又は、林野率が50パーセント以上であり、かつ、主傾斜が概ね100分の1以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の50パーセント以上を占める地域に含まれ、農業集落の通作圏の拡大による経営規模の拡大等の地域の農業構造の改善、既設農道及び各種農業関連施設等の一層の利用拡大並びに、農業集落の農家、地域住民等の農村環境の改善に資する計画路線であつて、次の条件に適合するもの。

(ア)～(ウ) (略)

エ (略)

第5～第9 (略)

第10 固定価格買取制度との調整

本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、都道府県、市町村及び土地改良区等（土地改良区及び土地改良区連合をいう。以下この別紙において同じ。）が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成26年4月1日付け25農振第2313号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することと

より、売電収入の一部を国に納付することとする。

2 本事業で設置する太陽光発電施設は、災害等による停電時においても、農業水利施設等の操作や点検、監視等が行えるよう、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。ただし、令和2年11月末日までに交付要綱第4に規定する事業の交付申請等を行い、その後交付決定を受けて整備するものについてはこの限りではない。

(1) 停電時にも農業水利施設等の操作運転が可能となるよう、発電電力を農業水利施設等へ直接供給できる機能を有すること。

(2) 農業水利施設等の管理所における所要電力を賄うため、管理所内の電気設備に発電電力を直接供給できる機能を有すること。

第11 (略)

第12 経過措置

1～18 (略)

19 平成30年4月1日から令和3年3月31日までに第4の3の(1)のイ及び(2)のエの保全対策（点検診断のみを行う場合を除く。）に着手する場合であって、当該着手までに個別施設計画を策定することができないやむを得ない理由があるときには、保全対策の実施と併せて令和3年3月31日までに個別施設計画を策定するものとする。

20 (略)

別記 (略)

別表1 (略)

する。

[新設]

第11 (略)

第12 経過措置

1～18 (略)

19 平成30年4月1日から平成33年3月31日までに第4の3の(1)のイ及び(2)のエの保全対策（点検診断のみを行う場合を除く。）に着手する場合であって、当該着手までに個別施設計画を策定することができないやむを得ない理由があるときには、保全対策の実施と併せて平成33年3月31日までに個別施設計画を策定するものとする。

20 (略)

別記 (略)

別表1 (略)

運用2（農業基盤整備促進事業）

第1～第7（略）

第8 事業の達成状況報告等

事業実施主体は、事業の完了後、本事業の事業達成状況を速やかに取りまとめるものとする。

1 事業達成状況の報告については、以下のとおりとする。

(1) (略)

(2) 市町村又は農業者団体が**事業**実施主体となる場合

市町村又は農業者団体が第6の2により実施した場合にあっては、事業達成状況を都道府県知事に報告するものとし、都道府県知事は、これを基に事業達成状況を地方農政局長等に報告するものとする。

2～3（略）

第9（略）

第10 **発電施設における固定価格買取制度との調整等**

1 本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、都道府県、市町村及び土地改良区等（土地改良区及び土地改良区連合をいう。以下この別紙において同じ。）が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成26年4月1日付け25農振第2313号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。

2 **本事業で設置する太陽光発電施設は、災害等による停電時においても、農業水利施設等の操作や点検、監視等が行えるよう、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。ただし、令和2年11月末日までに交付要綱第4に規定する事業の交付申請等を行い、その後交付決定を受けて整備するものについてはこの限りではない。**

(1) 停電時にも農業水利施設等の操作運転が可能となるよう、発電電力を農業水利施設等へ直接供給できる機能を有すること。

(2) 農業水利施設等の管理所における所要電力を賄うため、管理所内の電気設備に発電電力を直接供給できる機能を有すること。

第11（略）

別表1・別表2（略）

運用2（農業基盤整備促進事業）

第1～第7（略）

第8 事業の達成状況報告等

事業実施主体は、事業の完了後、本事業の事業達成状況を速やかに取りまとめるものとする。

1 事業達成状況の報告については、以下のとおりとする。

(1) (略)

(2) 市町村又は農業者団体が**実施**実施主体となる場合

市町村又は農業者団体が第6の2により実施した場合にあっては、事業達成状況を都道府県知事に報告するものとし、都道府県知事は、これを基に事業達成状況を地方農政局長等に報告するものとする。

2～3（略）

第9（略）

第10 固定価格買取制度との調整

本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、都道府県、市町村及び土地改良区等（土地改良区及び土地改良区連合をいう。以下この別紙において同じ。）が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成26年4月1日付け25農振第2313号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。

[新設]

第11（略）

別表1・別表2（略）

## 運用4（草地畜産基盤整備事業）

### 第1 用語の定義

草地畜産基盤整備事業（以下この別紙において「本事業」という。）において、団地、草地の造成改良、草地の整備改良、野草地改良、放牧用林地整備、農業者の組織体、受益草地等、中山間地域、農地所有適格法人に準じる法人、構成員、家畜飼養頭羽数、気象的条件の厳しい地域、耕作放棄地、耕作放棄地率及び飼料自給率とは、それぞれ次の内容のものをいうものとする。

1～7 （略）

#### 8 中山間地域

第4の1の表の中山間地域とは、次に掲げる要件のいずれかを満たす地域とする。

(1) 次に掲げる要件のすべてを満たす市町村の区域であること。

ア 次に掲げる要件のいずれかに該当する市町村

(ア)～(オ) （略）

(カ) 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域

(キ) (ア)から(カ)までの地域に準ずる地域であって都道府県知事が特に必要と認める地域

イ （略）

(2) （略）

9～15 （略）

第2・第3 （略）

### 第4 事業の内容等

1 本事業は、草地に立脚した畜産経営の展開を図るため、第5に掲げる畜産活性化計画（以下この別紙において「活性化計画」という。）に基づき作成された草地畜産基盤整備事業実施計画（以下この別紙において「事業実施計画」という。）により整備を行う草地（主に永年牧草専用地として利用する土地をいい、飼料畑、野草地を含む。）を造成改良し、若しくは整備改良する事業と併せ、草地の利用に必要な施設若しくは機械を設置し、若しくは導入する事業であって、地域における草地その他の畜産基盤を総合的に整備する事業とし、その種類、事業内容、実施要件等は、次に掲げるとおりとする。

## 運用4（草地畜産基盤整備事業）

### 第1 用語の定義

草地畜産基盤整備事業（以下この別紙において「本事業」という。）において、団地、草地の造成改良、草地の整備改良、野草地改良、放牧用林地整備、農業者の組織体、受益草地等、中山間地域、農地所有適格法人に準じる法人、構成員、家畜飼養頭羽数、気象的条件の厳しい地域、耕作放棄地、耕作放棄地率及び飼料自給率とは、それぞれ次の内容のものをいうものとする。

1～7 （略）

#### 8 中山間地域

第4の1の表の中山間地域とは、次に掲げる要件のいずれかを満たす地域とする。

(1) 次に掲げる要件のすべてを満たす市町村の区域であること。

ア 次に掲げる要件のいずれかに該当する市町村

(ア)～(オ) （略）

[新設]

(カ) (ア)から(オ)までの地域に準ずる地域であって都道府県知事が特に必要と認める地域

イ （略）

(2) （略）

9～15 （略）

第2・第3 （略）

### 第4 事業の内容等

1 本事業は、草地に立脚した畜産経営の展開を図るため、第5に掲げる畜産活性化計画（以下この別紙において「活性化計画」という。）に基づき作成された草地畜産基盤整備事業実施計画（以下この別紙において「事業実施計画」という。）により整備を行う草地（主に永年牧草専用地として利用する土地をいい、飼料畑、野草地を含む。）を造成改良し、若しくは整備改良する事業と併せ、草地の利用に必要な施設若しくは機械を設置し、若しくは導入する事業であって、地域における草地その他の畜産基盤を総合的に整備する事業とし、その種類、事業内容、実施要件等は、次に掲げるとおりとする。

種 類		事業内容及び実施要件等
草地整備型	(略)	(略)
畜産担い手総合整備型	(略)	(略)
草地林地総合整備型	<p>草地林地総合整備型は、中山間地域等生産条件が不利な地域において、林地、野草地、草地等農用地を地域の実情に即した土地利用体系に再編又は総合的に整備することにより畜産的利用を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件のすべてに該当するものであること。</p> <p>(1) 事業実施地域は、次に掲げるア及びイの要件を満たす市町村(昭和25年2月1日現在の市町村の区域であって第1の8の(1)のアの(ア)から <u>(カ)</u> までのいずれか及び第1の8の(1)のイ及び次に掲げるイの(ア)から(オ)までのいずれかを満たすものの一部若しくは全部を含む市町村又は平成17年2月1日現在の市町村の区域であってイの(オ)を満たすものの一部又は全部を含む市町村を含む。)からなる区域の範囲であって、かつ、ウの要件を満たす区域とし、当該地域の畜産生産の状況、経済的社会的条件等から判断して、ア及びイの要件に該当する市町村と一体的に事業実施することが適当であると認められる市町村については、事業地区計画樹立地区に含めることができるものとする。</p>	

種 類		事業内容及び実施要件等
草地整備型	(略)	(略)
畜産担い手総合整備型	(略)	(略)
草地林地総合整備型	<p>草地林地総合整備型は、中山間地域等生産条件が不利な地域において、林地、野草地、草地等農用地を地域の実情に即した土地利用体系に再編又は総合的に整備することにより畜産的利用を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件のすべてに該当するものであること。</p> <p>(1) 事業実施地域は、次に掲げるア及びイの要件を満たす市町村(昭和25年2月1日現在の市町村の区域であって第1の8の(1)のアの(ア)から <u>(オ)</u> までのいずれか及び第1の8の(1)のイ及び次に掲げるイの(ア)から(オ)までのいずれかを満たすものの一部若しくは全部を含む市町村又は平成17年2月1日現在の市町村の区域であってイの(オ)を満たすものの一部又は全部を含む市町村を含む。)からなる区域の範囲であって、かつ、ウの要件を満たす区域とし、当該地域の畜産生産の状況、経済的社会的条件等から判断して、ア及びイの要件に該当する市町村と一体的に事業実施することが適当であると認められる市町村については、事業地区計画樹立地区に含めることができるものとする。</p>	

ただし、気候的条件の厳しい地域で当該事業を実施する場合  
にあつては、事業参加者の2/3以上が認定農業者であること。

ア～ウ (略)

(2)・(3) (略)

2 (略)

第5～第10 (略)

第11 補則

1～2 (略)

[削る]

3～5 (略)

第12 (略)

ただし、気候的条件の厳しい地域で当該事業を実施する場合  
にあつては、事業参加者の2/3以上が認定農業者であること。

ア～ウ (略)

(2)・(3) (略)

2 (略)

第5～第10 (略)

第11 補則

1～2 (略)

3 配合飼料価格安定対策

事業参加者のうち、配合飼料を購入している者は、配合飼料価格安定対策事業実施要綱（昭和50年2月13日付け50畜B第302号農林事務次官依命通知）に定める配合飼料価格安定基金（以下この別紙において「基金」という。）が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補てんに関する基本契約及び配合飼料の価格差補てんに関する毎年度行われる数量契約（以下この別紙において「契約」という。）の締結を継続するものとする。また、前年度末時点において基金との契約を締結していない者にあつては基金との契約を締結するよう努めるものとする。

4～6 (略)

第12 (略)

改 正 後	現 行
<p>別紙 2 (水利施設整備にかかる運用)</p> <p>第 1～第 8 (略)</p> <p>第 9 <u>発電施設における固定価格買取制度との調整等</u></p> <p><u>1 本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、都道府県、市町村及び土地改良区等(土地改良区及び土地改良区連合をいう。以下本項において同じ。)が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく固定価格買取制度により発電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」(平成26年4月1日付け25農振第2313号農林水産省農村振興局長通知)に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。</u></p> <p><u>2 本事業で整備する太陽光発電施設は、災害等による停電時においても、農業水利施設等の操作や点検、監視等が行えるよう、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。ただし、令和2年11月末日までに交付要綱第4に規定する事業の交付申請等を行い、その後交付決定を受けて整備するものについてはこの限りではない。</u></p> <p><u>(1) 停電時にも農業水利施設等の操作運転が可能となるよう、発電電力を農業水利施設等へ直接供給できる機能を有すること。</u></p> <p><u>(2) 農業水利施設等の管理所における所要電力を賄うため、管理所内の電気設備に発電電力を直接供給できる機能を有すること。</u></p> <p>第10 その他 1～5 (略)</p> <p><u>6 本事業により農業用ため池を対象とした整備を行う場合は、当該ため池が、農業用ため池の管理及び保全に関する法律(平成31年法律第17号)附則第2条第1項に規定する農業用ため池(国又は地方公共団体が所有するものを除く。)の届出又は同法第4条第3項に規定するデータベースへの記録がなされているため池であることを事業実施主体となる者は確認すること。</u></p> <p>第11 (略)</p> <p>別記(略)</p>	<p>別紙 2 (水利施設整備にかかる運用)</p> <p>第 1～第 8 (略)</p> <p>第 9 固定価格買取制度との調整</p> <p>本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、都道府県、市町村及び土地改良区等(土地改良区及び土地改良区連合をいう。以下本項において同じ。)が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく固定価格買取制度により発電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」(平成26年4月1日付け25農振第2313号農林水産省農村振興局長通知)に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。</p> <p>[新設]</p> <p>第10 その他 1～5 (略)</p> <p>[新設]</p> <p>第11 (略)</p> <p>別記(略)</p>

運用2（水利施設等整備事業のうち畑地帯総合整備型）

第1 定義

本事業に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1・2（略）

3 担い手 次に定める基準を満たす農業者又は農業者の組織する団体をいう。なお、それぞれの地域の実情を勘案（市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。以下同じ。）における営農類型ごとの農業経営の指標等を勘案することをいう。）できるものとする。

(1)～(4)（略）

(5) 人・農地プラン（人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地要綱」という。）第2に定める人・農地プラン（人・農地要綱の人・農地問題解決加速化支援事業を利用せずに同要綱に準じて作成したものを含む。）、実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知。以下「実質化人・農地プラン通知」という。）2の(1)に定める実質化された人・農地プラン（実質化人・農地プラン通知3により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン、実質化人・農地プラン通知4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取決め等を含む。）をいう。）及び地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知）第2の1に定める経営再開マスタープランをいう。）において地域の中心となる経営体（以下「中心経営体」という。）に位置づけられていること。

(6)（略）

4（略）

5 中山間地域等 以下に掲げる要件のいずれかを満たす地域をいう。

(1)～(7)（略）

(8) 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域

(9) (1)から(8)までに準じる地域であって地方農政局長等が特に必要と認める地域

第2～第9（略）

別表（略）

運用2（水利施設等整備事業のうち畑地帯総合整備型）

第1 定義

本事業に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1・2（略）

3 担い手 次に定める基準を満たす農業者又は農業者の組織する団体をいう。なお、それぞれの地域の実情を勘案（市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。以下同じ。）における営農類型ごとの農業経営の指標等を勘案することをいう。）できるものとする。

(1)～(4)（略）

(5) 人・農地プラン（人・農地問題解決推進事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地要綱」という。）第2の1に定める人・農地プラン（人・農地要綱別記1の人・農地プラン作成事業を利用せずに同要綱別記1に準じて作成したものを含む。）及び地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知）第2の1に定める経営再開マスタープランをいう。）において地域の中心となる経営体（以下「中心経営体」という。）に位置づけられていること。

(6)（略）

4（略）

5 中山間地域等 以下に掲げる要件のいずれかを満たす地域をいう。

(1)～(7)（略）

[新設]

(8) (1)から(7)までに準じる地域であって地方農政局長等が特に必要と認める地域

第2～第9（略）

別表（略）

改 正 後	現 行
<p>別紙 3-1 (農地防災に係る運用) (略)</p> <p>運用 1 (農地防災) 第 1~第 4 (略)</p> <p>第 5 <u>発電施設における固定価格買取制度との調整等</u> <u>1 (略)</u> <u>2 本事業により設置する太陽光発電施設は、災害等による停電時においても、農業水利施設等の操作や点検、監視等が行えるよう、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。ただし、令和 2 年 11 月末日までに交付要綱第 4 に規定する事業の交付申請等を行い、その後交付決定を受けて整備するものについてはこの限りではない。</u> <u>(1) 停電時にも農業水利施設等の操作運転が可能となるよう、発電電力を農業水利施設等へ直接供給できる機能を有すること。</u> <u>(2) 農業水利施設等の管理所における所要電力を賄うため、管理所内の電気設備に発電電力を直接供給できる機能を有すること。</u></p> <p>第 6 その他 1~3 (略) <u>4 本事業により農業用ため池を対象とした整備等を行う場合は、当該ため池が、農業用ため池の管理及び保全に関する法律(平成 31 年法律第 17 号)附則第 2 条第 1 項に規定する農業用ため池(国又は地方公共団体が所有するものを除く。)の届出又は同法第 4 条第 3 項に規定するデータベースへの記録がなされているため池であることを事業実施主体となる者は確認すること。</u> <u>5 浸水想定区域図(ため池が決壊した場合の浸水想定範囲を明示した図をいう。以下同じ。)を作成した場合は、当該浸水想定区域図の電子データを地方農政局長等に速やかに提出すること。</u></p> <p>第 7 (略)</p> <p>別紙様式第 1 号~別紙様式第 16 号 (略)</p> <p>運用 1 別紙 1 (略)</p> <p>運用 1 別紙 2 第 1~第 7 (略)</p>	<p>別紙 3-1 (農地防災に係る運用) (略)</p> <p>運用 1 (農地防災) 第 1~第 4 (略)</p> <p>第 5 固定価格買取制度との調整 (略) [新設]</p> <p>第 6 その他 1~3 (略) [新設]</p> <p>[新設]</p> <p>第 7 (略)</p> <p>別紙様式第 1 号~別紙様式第 16 号 (略)</p> <p>運用 1 別紙 1 (略)</p> <p>運用 1 別紙 2 第 1~第 7 (略)</p>

運用 1 別紙 2 別記 1 (略)

**運用 1 別紙 2 別記 2**

1 共通事項

(1) ～ (4) (略)

(5) (略)

ア (略)

(ア) ～ (オ) (略)

(カ) 棚田地域振興法 (令和元年法律第42号) 第7条第1項の規定に基づき  
指定された指定棚田地域

イ・ウ (略)

2 ～ 4 (略)

運用 1 別紙 3・4 (略)

**運用 1 別紙 5**

第 1 ～ 第 4 (略)

第 5 (略)

1 (略)

2 (略)

(1) (略)

ア・イ (略)

ウ (略)

(ア) (略)

a～e (略)

f 棚田地域振興法 (令和元年法律第42号) 第7条第1項の規定に基づき  
指定された指定棚田地域

(イ) ・ (ウ) (略)

エ・オ (略)

(2) (略)

第 6 ・ 第 7 (略)

**運用 1 別紙 6**

第 1 ・ 第 2 (略)

第 3 事業の実施

1 ・ 2 (略)

運用 1 別紙 2 別記 1 (略)

**運用 1 別紙 2 別記 2**

1 共通事項

(1) ～ (4) (略)

(5) (略)

ア (略)

(ア) ～ (オ) (略)

[新設]

イ・ウ (略)

2 ～ 4 (略)

運用 1 別紙 3・4 (略)

**運用 1 別紙 5**

第 1 ～ 第 4 (略)

第 5 (略)

1 (略)

2 (略)

(1) (略)

ア・イ (略)

ウ (略)

(ア) (略)

a～e (略)

[新設]

(イ) ・ (ウ) (略)

エ・オ (略)

(2) (略)

第 6 ・ 第 7 (略)

**運用 1 別紙 6**

第 1 ・ 第 2 (略)

第 3 事業の実施

1 ・ 2 (略)

<p>3 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア～オ (略)</p> <p><u>カ 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>3 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>[新設]</p> <p>(2) (略)</p>
<p>第4・第5 (略)</p>	<p>第4・第5 (略)</p>
<p>運用2 (水質保全対策事業)</p>	<p>運用2 (水質保全対策事業)</p>
<p>第1～第3 (略)</p>	<p>第1～第3 (略)</p>
<p>第4 <u>発電施設における固定価格買取制度との調整等</u></p> <p><u>1 本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、都道府県、市町村及び土地改良区等（土地改良区及び土地改良区連合をいう。以下この別紙において同じ。）が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成26年4月1日付け25農振第2313号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。</u></p> <p><u>2 本事業で設置する太陽光発電施設は、災害等による停電時においても、農業水利施設等の操作や点検、監視等が行えるよう、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。ただし、令和2年11月末日までに交付要綱第4に規定する事業の交付申請等を行い、その後交付決定を受けて整備するものについてはこの限りではない。</u></p> <p><u>(1) 停電時にも農業水利施設等の操作運転が可能となるよう、発電電力を農業水利施設等へ直接供給できる機能を有すること。</u></p> <p><u>(2) 農業水利施設等の管理所における所要電力を賄うため、管理所内の電気設備に発電電力を直接供給できる機能を有すること。</u></p>	<p>第4 固定価格買取制度との調整 (略)</p> <p>[新設]</p>
<p>第5・第6 (略)</p>	<p>第5・第6 (略)</p>

改 正 後	現 行
<p>別紙４－１（農村整備に係る運用） 運用１（農村集落基盤再編・整備事業）</p> <p>第１～第８ （略）</p> <p>第９</p> <p>１．国は、予算の範囲内で本事業に関連して必要となる経費について、別紙４-2取扱い１に定めるところにより、事業実施主体に助成するものとする。</p> <p><u>都道府県、市町村、土地改良区又は土地改良区連合以外の者が本事業により設置された発電施設により電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度（以下この別紙において「固定価格買取制度」という。）による売電を行う場合は、当該発電施設の整備に要する経費を助成対象としない。</u></p> <p>２．（略）</p> <p>第10 <u>発電施設における固定価格買取制度との調整等</u></p> <p><u>１ 本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、都道府県、市町村及び土地改良区等（土地改良区及び土地改良区連合をいう。以下この別紙において同じ。）が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成26年４月１日付け25農振第2313号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。</u></p> <p><u>２ 本事業で設置する太陽光発電施設は、災害等による停電時においても、農業水利施設等の操作や点検、監視等が行えるよう、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。ただし、令和２年11月末日までに交付要綱第４に規定する事業の交付申請等を行い、その後交付決定を受けて整備するものについてはこの限りではない。</u></p> <p><u>(1) 停電時にも農業水利施設等の操作運転が可能となるよう、発電電力を農業水利施設等へ直接供給できる機能を有すること。</u></p> <p><u>(2) 農業水利施設等の管理所における所要電力を賄うため、管理所内の電気設備に発電電力を直接供給できる機能を有すること。</u></p>	<p>別紙４－１（農村整備に係る運用） 運用１（農村集落基盤再編・整備事業）</p> <p>第１～第８ （略）</p> <p>第９</p> <p>１．国は、予算の範囲内で本事業に関連して必要となる経費について、別紙４-2取扱い１に定めるところにより、事業実施主体に助成するものとする。</p> <p>なお、本事業により整備された発電施設により電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。）に基づく固定価格買取制度（以下この別紙において「固定価格買取制度」という。）による売電を行う場合は、当該発電施設の整備に要する経費を助成対象としない。都道府県、市町村、土地改良区又は土地改良区連合以外の者が本事業により設置された発電施設により固定価格買取制度により売電を行う場合は、当該発電施設の整備に要する経費を助成対象としない。</p> <p>２．（略）</p> <p>第10 固定価格買取制度との調整</p> <p>本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、都道府県、市町村及び土地改良区等（土地改良区及び土地改良区連合をいう。以下この別紙において同じ。）が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成26年４月１日付け25農振第2313号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。</p> <p>[新設]</p>
第11 その他	第11 その他

1 本事業の実施については、法、土地改良法施行令及び土地改良法施行規則その他の法令に定めるところによる。

2 本事業により農業用ため池を対象とした整備等を行う場合は、当該ため池が、農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）附則第2条第1項に規定する農業用ため池（国又は地方公共団体が所有するものを除く。）の届出又は同法第4条第3項に規定するデータベースへの記録がなされているため池であることを事業実施主体となる者は確認すること。

第12 （略）  
別表 （略）

本事業の実施については、法、土地改良法施行令及び土地改良法施行規則その他の法令に定めるところによる。

[新設]

第12 （略）  
別表 （略）

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>運用 2 (農業集落排水事業)</p> <p>第 1・第 2 (略)</p> <p>第 3 第 1 の 2 の (1) の事業計画</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 当該事業計画の作成に当たり、環境省所管の<u>公共浄化槽等整備推進事業</u>又は総務省所管の個別排水処理施設整備事業と連携して農業集落排水事業を実施することが効率的と認められる場合には、連携計画を作成するものとする。</p> <p>7 連携計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>公共浄化槽等整備推進事業</u>又は個別排水処理施設整備事業の概要</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>第 4～第 10 (略)</p>	<p>運用 2 (農業集落排水事業)</p> <p>第 1・第 2 (略)</p> <p>第 3 第 1 の 2 の (1) の事業計画</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 当該事業計画の作成に当たり、環境省所管の<u>浄化槽市町村整備推進事業</u>又は総務省所管の個別排水処理施設整備事業と連携して農業集落排水事業を実施することが効率的と認められる場合には、連携計画を作成するものとする。</p> <p>7 連携計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>浄化槽市町村整備推進事業</u>又は個別排水処理施設整備事業の概要</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>第 4～第 10 (略)</p>

改 正 後	現 行																
運用3 (畜産環境総合整備事業)	運用3 (畜産環境総合整備事業)																
第1～第2 (略)	第1～第2 (略)																
第3 事業の内容及び実施要件 (略)	第3 事業の内容及び実施要件 (略)																
1 事業の種類	1 事業の種類																
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="136 541 322 571">種 類</th> <th data-bbox="331 541 1084 571">事業実施要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="136 577 322 1023">1 資源リサイクル事業</td> <td data-bbox="331 577 1084 1023">           (1)～(2) (略)            (3) 本事業の参加資格者(以下この別紙において「事業参加資格者」という。)の家畜飼養頭羽数が、肥育豚換算頭数でおおむね<u>1,000頭</u>(環境負荷脆弱地域の場合にあつては、おおむね<u>500頭</u>)以上であること。  <u>なお、事業参加資格者に養豚又は養鶏の業務を営む者を含む場合にあつては、家畜飼養頭羽数が肥育豚換算頭数でおおむね2,000頭(環境負荷脆弱地域の場合にあつては、おおむね1,000頭)以上であること。</u>            (4) 事業参加資格者のうち養畜の業務を営む者が原則として<u>3人</u>(環境負荷脆弱地域の場合にあつては、<u>かつ</u>、農地所有適格法人等で共同経営の実態を有するものにあつては1法人)以上であること。            (5) 基本施設整備事業及び利用施設整備事業に係る受益面積が、環境負荷脆弱地域において事業を実施する場合を除き、おおむね<u>10ha</u>(ただし、事業参加資格者のうち養畜の業務を営む者の過半数が経営を移転しない場合にあつては、おおむね<u>5ha</u>)以上であること。            (6)～(7) (略)         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="136 1029 322 1085">2 草地畜産活性化事業</td> <td data-bbox="331 1029 1084 1085">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="136 1091 322 1147">3 新技術活用地域環境改善事業</td> <td data-bbox="331 1091 1084 1147">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	事業実施要件	1 資源リサイクル事業	(1)～(2) (略) (3) 本事業の参加資格者(以下この別紙において「事業参加資格者」という。)の家畜飼養頭羽数が、肥育豚換算頭数でおおむね <u>1,000頭</u> (環境負荷脆弱地域の場合にあつては、おおむね <u>500頭</u> )以上であること。 <u>なお、事業参加資格者に養豚又は養鶏の業務を営む者を含む場合にあつては、家畜飼養頭羽数が肥育豚換算頭数でおおむね2,000頭(環境負荷脆弱地域の場合にあつては、おおむね1,000頭)以上であること。</u> (4) 事業参加資格者のうち養畜の業務を営む者が原則として <u>3人</u> (環境負荷脆弱地域の場合にあつては、 <u>かつ</u> 、農地所有適格法人等で共同経営の実態を有するものにあつては1法人)以上であること。 (5) 基本施設整備事業及び利用施設整備事業に係る受益面積が、環境負荷脆弱地域において事業を実施する場合を除き、おおむね <u>10ha</u> (ただし、事業参加資格者のうち養畜の業務を営む者の過半数が経営を移転しない場合にあつては、おおむね <u>5ha</u> )以上であること。 (6)～(7) (略)	2 草地畜産活性化事業	(略)	3 新技術活用地域環境改善事業	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1126 541 1312 571">種 類</th> <th data-bbox="1321 541 2096 571">事業実施要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1126 577 1312 1023">1 資源リサイクル事業</td> <td data-bbox="1321 577 2096 1023">           (1)～(2) (略)            (3) 本事業の参加資格者(以下この別紙において「事業参加資格者」という。)の家畜飼養頭羽数が、肥育豚換算頭数でおおむね<u>2,000頭</u>(環境負荷脆弱地域の場合にあつては、おおむね<u>1,000頭</u>)以上であること。            (4) 事業参加資格者のうち養畜の業務を営む者が原則として<u>10人</u>(環境負荷脆弱地域の場合にあつては<u>5人</u>(農地所有適格法人等で共同経営の実態を有するものにあつては1法人))以上であること。            (5) 基本施設整備事業及び利用施設整備事業に係る受益面積が、環境負荷脆弱地域において事業を実施する場合を除き、おおむね<u>30ha</u>(ただし、事業参加者のうち養畜の業務を営む者の過半数が経営を移転しない場合にあつては、おおむね<u>10ha</u>)以上であること。            (6)～(7) (略)         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1126 1029 1312 1085">2 草地畜産活性化事業</td> <td data-bbox="1321 1029 2096 1085">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1126 1091 1312 1147">3 新技術活用地域環境改善事業</td> <td data-bbox="1321 1091 2096 1147">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	事業実施要件	1 資源リサイクル事業	(1)～(2) (略) (3) 本事業の参加資格者(以下この別紙において「事業参加資格者」という。)の家畜飼養頭羽数が、肥育豚換算頭数でおおむね <u>2,000頭</u> (環境負荷脆弱地域の場合にあつては、おおむね <u>1,000頭</u> )以上であること。 (4) 事業参加資格者のうち養畜の業務を営む者が原則として <u>10人</u> (環境負荷脆弱地域の場合にあつては <u>5人</u> (農地所有適格法人等で共同経営の実態を有するものにあつては1法人))以上であること。 (5) 基本施設整備事業及び利用施設整備事業に係る受益面積が、環境負荷脆弱地域において事業を実施する場合を除き、おおむね <u>30ha</u> (ただし、事業参加者のうち養畜の業務を営む者の過半数が経営を移転しない場合にあつては、おおむね <u>10ha</u> )以上であること。 (6)～(7) (略)	2 草地畜産活性化事業	(略)	3 新技術活用地域環境改善事業	(略)
種 類	事業実施要件																
1 資源リサイクル事業	(1)～(2) (略) (3) 本事業の参加資格者(以下この別紙において「事業参加資格者」という。)の家畜飼養頭羽数が、肥育豚換算頭数でおおむね <u>1,000頭</u> (環境負荷脆弱地域の場合にあつては、おおむね <u>500頭</u> )以上であること。 <u>なお、事業参加資格者に養豚又は養鶏の業務を営む者を含む場合にあつては、家畜飼養頭羽数が肥育豚換算頭数でおおむね2,000頭(環境負荷脆弱地域の場合にあつては、おおむね1,000頭)以上であること。</u> (4) 事業参加資格者のうち養畜の業務を営む者が原則として <u>3人</u> (環境負荷脆弱地域の場合にあつては、 <u>かつ</u> 、農地所有適格法人等で共同経営の実態を有するものにあつては1法人)以上であること。 (5) 基本施設整備事業及び利用施設整備事業に係る受益面積が、環境負荷脆弱地域において事業を実施する場合を除き、おおむね <u>10ha</u> (ただし、事業参加資格者のうち養畜の業務を営む者の過半数が経営を移転しない場合にあつては、おおむね <u>5ha</u> )以上であること。 (6)～(7) (略)																
2 草地畜産活性化事業	(略)																
3 新技術活用地域環境改善事業	(略)																
種 類	事業実施要件																
1 資源リサイクル事業	(1)～(2) (略) (3) 本事業の参加資格者(以下この別紙において「事業参加資格者」という。)の家畜飼養頭羽数が、肥育豚換算頭数でおおむね <u>2,000頭</u> (環境負荷脆弱地域の場合にあつては、おおむね <u>1,000頭</u> )以上であること。 (4) 事業参加資格者のうち養畜の業務を営む者が原則として <u>10人</u> (環境負荷脆弱地域の場合にあつては <u>5人</u> (農地所有適格法人等で共同経営の実態を有するものにあつては1法人))以上であること。 (5) 基本施設整備事業及び利用施設整備事業に係る受益面積が、環境負荷脆弱地域において事業を実施する場合を除き、おおむね <u>30ha</u> (ただし、事業参加者のうち養畜の業務を営む者の過半数が経営を移転しない場合にあつては、おおむね <u>10ha</u> )以上であること。 (6)～(7) (略)																
2 草地畜産活性化事業	(略)																
3 新技術活用地域環境改善事業	(略)																
2 受益面積 (略)	2 受益面積 (略)																
第4～第6 (略)	第4～第6 (略)																
第7 事業実施計画 1～2 (略)	第7 事業実施計画 1～2 (略)																
3 事業実施計画の樹立又は作成 (1)～(3) (略)	3 事業実施計画の樹立又は作成 (1)～(3) (略)																
(4)資源リサイクル事業	(4)資源リサイクル事業																

ア～エ (略)

オ 事業参加資格者の家畜飼養頭羽数が肥育豚換算頭数でおおむね2,000頭に満たない場合にあっては、事業実施計画地区の所在する市町村又は農業協同組合において、家畜飼養頭羽数が肥育豚換算頭数でおおむね2,000頭（環境負荷脆弱地域にあっては、おおむね1,000頭）以上であること又は前記の家畜飼養頭羽数を目標とする計画を有することを確認するものとする。なお、事業実施計画地区が複数市町村にまたがる場合には、当該市町村の家畜飼養頭羽数を合計する。

カ 事業参加資格者のうち、養畜の業務を営む者が10人未満の場合にあっては、以下の（ア）及び（イ）について確認するものとする。ただし、環境負荷脆弱地域において事業を実施する場合は除くものとする。

（ア）事業実施計画地区のある地域の10人以上の養畜の業務を営む者（事業参加資格者を含む。）と、市町村、農業協同組合等その他関係団体とが連携し、技術研修、飼料の共同購入、地域住民との交流を図る催しの開催等の地域の畜産の発展を図るための取組の計画を有すること。

（イ）家畜排せつ物処理施設整備を行う場合にあっては、本事業で整備する家畜排せつ物処理施設に係る事業費及び運営収支に関して以下のaとbとを比較し、bの方が経済合理性があると認められること。

a 事業実施計画地区における事業参加資格者1人当たりの家畜排せつ物の発生量を事業参加資格者10人当たりの量に換算し、当該発生量を処理するのに適切な規模である家畜排せつ物処理施設を1か所整備する場合の10分の1の事業費及び10分の1の運営収支。なお、事業費は地域の同様な施設における建設単価等を参考に算出すること。

b 本事業で整備する家畜排せつ物処理施設の事業参加者1人当たりの事業費及び運営収支

キ 受益面積が30ha未満（事業参加資格者のうち養畜の業務を営む者の過半数が経営を移転しない場合にあっては、10ha未満）の場合にあっては、当該施設で生産されるたい肥等について、30ha（事業参加資格者のうち養畜の業務を営む者の過半数が経営を移転しない場合にあっては、10ha）から受益面積を差し引いた面積相当分に標準的な施用量のたい肥等の利用方法の計画を確認するものとする（ただし、たい肥等の生産量が受益面積を差し引いた面積相当分に施用する標準的な施用量に満たない場合、たい肥等の生産量の全量について利用方法の計画を確認すること。）。

なお、当該施設で生産されるたい肥等の生産量が上記の面積相当分に標準的な施用量を大幅に上回る場合は、生産量を勘案した妥当な施肥先等の計画を確認するものとする。

(5)～(6) (略)

4 事業実施計画の内容 (略)

第8～第10 (略)

第11 事業完了報告

1～2 (略)

3 都道府県知事は、第7の3の（4）のオ、カの（ア）及びキで確認した計画の達成状況について、事業完了年度の翌年度の3月末までに、地方農政局長等に報告するものとする。

4 地方農政局長等は、3の計画の達成状況が十分でない場合は、必要に応じて都道府県知事に

ア～エ (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(5)～(6) (略)

4 事業実施計画の内容 (略)

第8～第10 (略)

第11 事業完了報告

1～2 (略)

(新設)

(新設)

対し改善指導等を行うとともに、改善計画の提出を求めるものとする。

第12～第17 (略)

別記様式1～別記様式3 (略)

別記様式4

畜産環境総合整備事業(〇〇事業)実施計画書

第1～3章 (略)

第4章 事業計画の概要

第1～5節 (略)

第6節 家畜排せつ物処理計画

1・2 (略)

3 製品利用計画

利用計画	たい肥		液肥		その他( )	
	面積(ha)	利用量(t)	面積(ha)	利用量(t)	面積(ha)	利用量(t)
草地還元						
飼料畑還元						
それ以外の田・畑への還元						
その他( )						
計						

(注) 1 事業参加者の計画について記入すること。

2 その他は、具体的な利用方法を記入すること。

3 第7の3の(4)のキの受益面積の条件に該当する場合、受益面積に係らない分についても区分して記載すること。

第7節～第12節 (略)

第5～8章 (略)

第9章 添付資料

2 積算資料及び参考資料等

(1) 計画策定の積算資料

(2) 施設等の積算設計計算書及び設計図

(3) 第7の3の(4)のオに該当する場合、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第2条の4第1項に規定する市町村計画又はこれに準ずる地域の家畜飼養頭羽数に関する計画

第12～第17 (略)

別記様式1～別記様式3 (略)

別記様式4

畜産環境総合整備事業(〇〇事業)実施計画書

第1～3章 (略)

第4章 事業計画の概要

第1～5節 (略)

第6節 家畜排せつ物処理計画

1・2 (略)

3 製品利用計画

利用計画	たい肥		液肥		その他( )	
	面積(ha)	利用量(t)	面積(ha)	利用量(t)	面積(ha)	利用量(t)
草地還元						
飼料畑還元						
それ以外の田・畑への還元						
その他( )						
計						

(注) 1 事業参加者の計画について記入すること。

2 その他は、具体的な利用方法を記入すること。

第7節～第12節 (略)

第5～8章 (略)

第9章 添付資料

2 積算資料及び参考資料等

(1) 計画策定の積算資料

(2) 施設等の積算設計計算書及び設計図

(新設)

(4) 第7の3の(4)のホに該当する場合、以下の資料

・地域畜産の発展を図る取組計画

・整備する家畜排せつ物処理施設の経済合理性についての説明資料

(5) 畜産由来窒素産出量の計算書（畜産高密度地域においてエネルギー等副産物利用処理施設整備を行う場合に限る。）

(6) その他参考資料

別記様式5～別記様式6 （略）

(新設)

(3) 畜産由来窒素産出量の計算書（畜産高密度地域においてエネルギー等副産物利用処理施設整備を行う場合に限る。）

(4) その他参考資料

別記様式5～別記様式6 （略）

改 正 後	現 行
<p>別紙４－２（農村整備に係る運用） 取扱い１（農村集落基盤再編・整備事業）</p> <p>第１ （略）</p> <p>第２ 実施要件</p> <p>１．（略）</p> <p>２．運用第３の２の（５）、第３の３及び第３の４の（１）の「自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域」及び「別に定める要件を満たす地域」とは、次のとおりとする。</p> <p>（１）自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域</p> <p>ア 次に掲げる地域に該当する市町村又は次に掲げる地域を含む市町村</p> <p>① 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第２条第１項に規定する過疎地域（同法第33条第１項又は第２項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、平成12年度から平成16年度に限り、同法附則第５条第１項に規定する特定市町村（同法附則第６条及び第７条の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）</p> <p>② 山村振興法（昭和40年法律第64号）第７条第１項の規定に基づき指定された振興山村</p> <p>③ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第２条第１項の指定に基づき規定された離島振興対策実施地域</p> <p>④ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第２条第１項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域</p> <p>⑤ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成５年法律第72号）第２条第１項に規定する特定農山村地域</p> <p><u>⑥ 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第７条第１項の規定に基づき指定された指定棚田地域</u></p> <p>イ・ウ （略）</p> <p>（２）（略）</p> <p>３～５ （略）</p> <p>第３～第９ （略）</p> <p>別記様式第１号～別記様式第17号 （略）</p>	<p>別紙４－２（農村整備に係る運用） 取扱い１（農村集落基盤再編・整備事業）</p> <p>第１ （略）</p> <p>第２ 実施要件</p> <p>１．（略）</p> <p>２．運用第３の２の（５）、第３の３及び第３の４の（１）の「自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域」及び「別に定める要件を満たす地域」とは、次のとおりとする。</p> <p>（１）自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域</p> <p>ア 次に掲げる地域に該当する市町村又は次に掲げる地域を含む市町村</p> <p>① 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第２条第１項に規定する過疎地域（同法第33条第１項又は第２項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、平成12年度から平成16年度に限り、同法附則第５条第１項に規定する特定市町村（同法附則第６条及び第７条の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）</p> <p>② 山村振興法（昭和40年法律第64号）第７条第１項の規定に基づき指定された振興山村</p> <p>③ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第２条第１項の指定に基づき規定された離島振興対策実施地域</p> <p>④ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第２条第１項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域</p> <p>⑤ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成５年法律第72号）第２条第１項に規定する特定農山村地域</p> <p><b>[新設]</b></p> <p>イ・ウ （略）</p> <p>（２）（略）</p> <p>３～５ （略）</p> <p>第３～第９ （略）</p> <p>別記様式第１号～別記様式第17号 （略）</p>

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>取扱い2（農業集落排水事業）</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 事業の内容等</p> <p>1 別紙4-1運用2第1の2の(1)において、留意すべき事項は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 本事業により農業集落排水施設等の整備又は改築にあつては、コスト縮減や経営改善に資するPFI等の民間活用、公営企業会計の適用を検討するものとする。</u></p> <p>(5) 別紙4-1運用2第1の2の(1)の汚泥、処理水若しくは雨水の循環利用を目的とした施設には、汚水処理施設等に電力を供給することを目的として設置する太陽光発電施設（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度を活用して売電する施設は除く。）を含むものとする。</p> <p><u>なお、太陽光発電施設については、停電時にも汚水処理施設等に電力を供給できる自立運転機能を有するものとする。</u></p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>公共浄化槽等整備推進事業</u>又は個別排水処理施設整備事業と連携して農業集落排水事業を実施する場合にあつては、その円滑かつ効率的な実施を図るため、市町村及び都道府県の浄化槽担当部局と所要の協議調整を行うものとする。</p> <p>(10) 改築の場合は、当該施設に係る別紙4-1運用2第1の2の(3)の「最適整備構想」が策定されており、当該改築に要する費用の額が200万円以上であつて、かつ、次のいずれかの要件に該当する施設を対象とするものとする。</p> <p>① 維持管理が適切に行われているものであつて、原則として供用開始後7年以上経過していること。</p> <p>② 供用開始後に汚水処理の対象人口の著しい増加、処理水の水質基準の強化その他の既存の農業集落排水施設を取り巻く条件又は環境の変化が認められること。</p> <p>③ (5)の太陽光発電施設の整備のみを行う場合における当該太陽光発電施設であること。</p> <p>(11) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 別紙4-1運用2第1の2の(1)の事業計画</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 別紙4-1運用2第3の6の連携計画における対象区域は、本事業区域及びその周辺の同一集落圏で実施する<u>公共浄化槽等整備推進事業</u>区域又は個別排水処理施設整備事業区域を併せたものとする。</p>	<p>取扱い2（農業集落排水事業）</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 事業の内容等</p> <p>1 別紙4-1運用2第1の2の(1)において、留意すべき事項は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>[新設]</p> <p>(4) 別紙4-1運用2第1の2の(1)の汚泥、処理水若しくは雨水の循環利用を目的とした施設には、汚水処理施設等に電力を供給することを目的として設置する太陽光発電施設（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度を活用して売電する施設は除く。）を含むものとする。</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>浄化槽市町村整備推進事業</u>又は個別排水処理施設整備事業と連携して農業集落排水事業を実施する場合にあつては、その円滑かつ効率的な実施を図るため、市町村及び都道府県の浄化槽担当部局と所要の協議調整を行うものとする。</p> <p>(9) 改築の場合は、当該施設に係る別紙4-1運用2第1の2の(3)の「最適整備構想」が策定されており、当該改築に要する費用の額が200万円以上であつて、かつ、次のいずれかの要件に該当する施設を対象とするものとする。</p> <p>① 維持管理が適切に行われているものであつて、原則として供用開始後7年以上経過していること。</p> <p>② 供用開始後に汚水処理の対象人口の著しい増加、処理水の水質基準の強化その他の既存の農業集落排水施設を取り巻く条件又は環境の変化が認められること。</p> <p>③ (4)の太陽光発電施設の整備のみを行う場合における当該太陽光発電施設であること。</p> <p>(10) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 別紙4-1運用2第1の2の(1)の事業計画</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 別紙4-1運用2第3の6の連携計画における対象区域は、本事業区域及びその周辺の同一集落圏で実施する<u>浄化槽市町村整備推進事業</u>区域又は個別排水処理施設整備事業区域を併せたものとする。</p>

なお、別紙4-1運用2第3の7の(6)に定める「家屋間の最大距離」は、本事業区域及びその周辺の同一集落圏において本事業区域と公共浄化槽等整備推進事業区域又は個別排水処理施設整備事業区域を区分する指標であり、経済性、地域条件等を考慮して事業実施主体が決定するものとする。

第5～9 (略)

第10 附則

- 1 (略)
- 2 平成30年4月1日から令和3年3月31日までに改築に着手する場合であって、着手までに最適整備構想を策定することができないやむを得ない理由がある場合には、改築の実施と併せて令和3年3月31日までに最適整備構想を策定するものとする。
- 3 (略)
- 4 取扱い2の第2の(5)の太陽光発電施設において、令和2年11月末日までに、交付要綱第4に規定する対象事業の交付申請等を行い、その後交付決定を受けて整備する太陽光発電施設については、なお従前の例による。

なお、別紙4-1運用2第3の7の(6)に定める「家屋間の最大距離」は、本事業区域及びその周辺の同一集落圏において本事業区域と浄化槽市町村整備推進事業区域又は個別排水処理施設整備事業区域を区分する指標であり、経済性、地域条件等を考慮して事業実施主体が決定するものとする。

第5～9 (略)

第10 附則

- 1 (略)
- 2 平成30年4月1日から平成33年3月31日までに改築に着手する場合であって、着手までに最適整備構想を策定することができないやむを得ない理由がある場合には、改築の実施と併せて平成33年3月31日までに最適整備構想を策定するものとする。
- 3 (略)

[新設]

様式第1号～様式第7号 (略)

様式第8号

農業集落排水事業・**公共浄化槽等整備推進事業** [個別排水処理施設整備事業]  
連携計画

都道府県名		市町村名			
対象地域の考え方					
集落における し尿処理の現況	処理方式	くみ取り	自家処理	水洗	その他
	構成比率				
家屋間の最大距離					
最大距離の考え方					
汚泥処理計画					
事業名	農業集落排水事業		<b>公共浄化槽等整備推進事業</b> [個別排水処理施設整備事業]		
地区名					
処理区名					
事業主体					
総事業費					
工期					
供用開始予定					
財源内訳	国				
	都道府県				
	市町村				
	その他				
	受益者				
事業費の内訳 及び処理人口等	事業費の内訳		事業費の内訳		
	処理施設		年度	基数	事業費
	管路施設				
	雨水排水施設				
	資源循環施設				
	附帯施設				
	その他				
	単独分				
	計				
	計画人口等		処理人口等		
計画戸数		全基数			
計画人口		処理人口			
現況人口					
維持管理主体					

(注) [ ] は個別排水処理施設整備事業の場合とする。

様式第1号～様式第7号 (略)

様式第8号

農業集落排水事業・**浄化槽市町村整備推進事業** [個別排水処理施設整備事業]  
連携計画

都道府県名		市町村名			
対象地域の考え方					
集落における し尿処理の現況	処理方式	くみ取り	自家処理	水洗	その他
	構成比率				
家屋間の最大距離					
最大距離の考え方					
汚泥処理計画					
事業名	農業集落排水事業		<b>浄化槽市町村整備推進事業</b> [個別排水処理施設整備事業]		
地区名					
処理区名					
事業主体					
総事業費					
工期					
供用開始予定					
財源内訳	国				
	都道府県				
	市町村				
	その他				
	受益者				
事業費の内訳 及び処理人口等	事業費の内訳		事業費の内訳		
	処理施設		年度	基数	事業費
	管路施設				
	雨水排水施設				
	資源循環施設				
	附帯施設				
	その他				
	単独分				
	計				
	計画人口等		処理人口等		
計画戸数		全基数			
計画人口		処理人口			
現況人口					
維持管理主体					

(注) [ ] は個別排水処理施設整備事業の場合とする。

農業集落排水事業・**公共浄化槽等整備推進事業** [個別排水処理施設整備事業]  
連携計画

項目	記入要領	備考
対象地域の考え方	事業計画区域の経済性、地域性等の観点からの一体性について記入する。 なお、計画平面図を併せて添付すること。 計画平面図は、集合処理区域のほか、合併処理浄化槽への切替家屋を明示すること。	
家屋間の最大距離	農業集落排水施設と浄化槽の整備区域を区分するために基本となった家屋間の最大距離について記入する。	
最大距離の考え方	家屋間の最大距離決定の根拠について記入する。	
汚泥処理計画	農業集落排水施設及び浄化槽から発生する汚泥の処理計画について記入する。	
事業名	環境省所管の <b>公共浄化槽等整備推進事業</b> 又は総務省所管の個別排水処理施設整備事業のどちらかを記入する。	
供用開始予定	浄化槽については、連携事業計画に位置づけられている施設が全て設置済みになる時期を供用開始予定年度とする。	
財源内訳	金額（千円単位）で記入する。	
事業費の内訳	千円単位の事業費で記入する。	
処理人口	浄化槽の処理人口は、現況人口で記入する。	

農業集落排水事業・**浄化槽市町村整備推進事業** [個別排水処理施設整備事業]  
連携計画

項目	記入要領	備考
対象地域の考え方	事業計画区域の経済性、地域性等の観点からの一体性について記入する。 なお、計画平面図を併せて添付すること。 計画平面図は、集合処理区域のほか、合併処理浄化槽への切替家屋を明示すること。	
家屋間の最大距離	農業集落排水施設と浄化槽の整備区域を区分するために基本となった家屋間の最大距離について記入する。	
最大距離の考え方	家屋間の最大距離決定の根拠について記入する。	
汚泥処理計画	農業集落排水施設及び浄化槽から発生する汚泥の処理計画について記入する。	
事業名	環境省所管の <b>浄化槽市町村整備推進事業</b> 又は総務省所管の個別排水処理施設整備事業のどちらかを記入する。	
供用開始予定	浄化槽については、連携事業計画に位置づけられている施設が全て設置済みになる時期を供用開始予定年度とする。	
財源内訳	金額（千円単位）で記入する。	
事業費の内訳	千円単位の事業費で記入する。	
処理人口	浄化槽の処理人口は、現況人口で記入する。	

様式第9号～様式第17号（略）

様式第9号～様式第17号（略）

改 正 後	現 行
<p>別紙6（森林整備事業に係る運用）</p> <p>第1～第3 （略）</p> <p>第4 事業区分及び事業内容等 （略）</p> <p>1 育成林整備事業 （略）</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 事業規模等 ア （略）</p> <p>ア～(ウ) （略）</p> <p>(エ) （略）</p> <p>a （略）</p> <p>(a) 「長期育成循環型路網整備事業の実施について」（平成13年3月30日付け12林整整第716号林野庁長官通知）に基づき開設する林道（以下この別紙において「長期育成循環型路網」という。）における支線に相当する林道</p> <p>(b)・(c) （略）</p> <p>b・c （略）</p> <p>(オ)～(カ) （略）</p> <p>イ （略）</p> <p>ウ 森林施業道開設については、次に掲げるすべての要件に該当するものであること。ただし、(エ)に掲げる森林が、「多様な森林整備<u>推進</u>のための集約化の促進について」（平成19年3月30日付け18林整整第1250号林野庁長官通知）に基づき市町村、都道府県、地域協議会（森林整備加速化・林業再生事業費補助金実施要綱に基づく地域協議会をいう。）が設定した施業の集約化に必要な森林の区域内に含まれ、かつ、1区域の面積が50ヘクタール以上（アの(エ)のaの(b)に該当するもの、森林法第11条に規定する森林経営計画（以下この別紙において「森林経営計画」という。）又は特定間伐等促進計画（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）に規定する特定間伐等促進計画をいう。以下この別紙において同じ。）に基づく施業が計画されているものについては30ヘクタール以上）である場合は、(イ)に掲げる要件のうち、「自動車の3級」とあるのは「自動車の2級又は3級」と読み替えるものとする。</p> <p>(ア)～(エ) （略）</p> <p>エ～カ （略）</p>	<p>別紙6（森林整備事業に係る運用）</p> <p>第1～第3 （略）</p> <p>第4 事業区分及び事業内容等 （略）</p> <p>1 育成林整備事業 （略）</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 事業規模等 ア （略）</p> <p>ア～(ウ) （略）</p> <p>(エ) （略）</p> <p>a （略）</p> <p>(a) 「長期育成循環型路網整備事業の実施について」（平成13年3月30日付け13林整整第716号林野庁長官通知）に基づき開設する林道（以下この別紙において「長期育成循環型路網」という。）における支線に相当する林道</p> <p>(b)・(c) （略）</p> <p>b・c （略）</p> <p>(オ)～(カ) （略）</p> <p>イ （略）</p> <p>ウ 森林施業道開設については、次に掲げるすべての要件に該当するものであること。ただし、(エ)に掲げる森林が、「多様な森林整備のための集約化の促進について」（平成19年3月30日付け18林整整第1250号林野庁長官通知）に基づき市町村、都道府県、地域協議会（森林整備加速化・林業再生事業費補助金実施要綱に基づく地域協議会をいう。）が設定した施業の集約化に必要な森林の区域内に含まれ、かつ、1区域の面積が50ヘクタール以上（アの(エ)のaの(b)に該当するもの、森林法第11条に規定する森林経営計画（以下この別紙において「森林経営計画」という。）又は特定間伐等促進計画（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）に規定する特定間伐等促進計画をいう。以下この別紙において同じ。）に基づく施業が計画されているものについては30ヘクタール以上）である場合は、(イ)に掲げる要件のうち、「自動車の3級」とあるのは「自動車の2級又は3級」と読み替えるものとする。</p> <p>(ア)～(エ) （略）</p> <p>エ～カ （略）</p>

## 2 共生環境整備事業

(略)

(1) (略)

(2) 対象事業の範囲

ア (略)

(ア) (略)

(イ) 市民主導タイプ

市民グループ（特定非営利活動法人等（森林法施行令第11条第7号に掲げる者をいう。以下この別紙において同じ。））等が森林所有者から受託して森林経営計画を作成し、又は、特定非営利活動法人等が森林所有者等と森林法第10条の11第1項に規定する施業実施協定を締結し、自ら森林の管理・整備を実施する事業とする。

(ウ) (略)

(3) 事業主体

ア (略)

イ 絆の森整備事業

(ア) (略)

(イ) 野生生物共生林整備

都道府県、市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等（森林整備法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの。）をいう。以下この別紙において同じ。）、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体（森林法施行令第11条第8号に規定する団体をいう。以下この別紙において同じ。）及び森林経営計画の認定を受けた者

ただし、(1)のオについては都道府県及び市町村に限るものとし、森林管理道整備については都道府県、市町村、森林組合等とする。

(4) (略)

## 3 機能回復整備事業

(略)

(1) 事業内容

ア～ク (略)

ケ 間伐

ⅩⅡ 齢級以下（ただし、地域の標準的な施業における本数密度をおおむね5割上回る森林及び立木の収量比数がおおむね100分の95以上の森林についてはこの限りでない。）の林分で行う、適正な密度管理等を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰とする。

コ 更新伐

## 2 共生環境整備事業

(略)

(1) (略)

(2) 対象事業の範囲

ア (略)

(ア) (略)

(イ) 市民主導タイプ

市民グループ（特定非営利活動法人等（森林法施行令第11条第7号に掲げる者をいう。以下この別紙において同じ。））等が森林所有者から受託して森林経営計画を作成し、又は、特定非営利活動法人等が森林所有者等と森林法第10条の11の9第2項に規定する施業実施協定を締結し、自ら森林の管理・整備を実施する事業とする。

(ウ) (略)

(3) 事業主体

ア (略)

イ 絆の森整備事業

(ア) (略)

(イ) 野生生物共生林整備

都道府県、市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等（森林整備法人及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの。）をいう。以下この別紙において同じ。）、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体（森林法施行令第11条第8号に規定する団体をいう。以下この別紙において同じ。）及び森林経営計画の認定を受けた者

ただし、(1)のオについては都道府県及び市町村に限るものとし、森林管理道整備については都道府県、市町村、森林組合等とする。

(4) (略)

## 3 機能回復整備事業

(略)

(1) 事業内容

ア～ク (略)

ケ 間伐

環境保全要領第1の2の(1)のアの(ケ)に準ずる。

コ 更新伐

ⅩⅧ齡級以下の林分（長期育成循環施業による場合はⅩ齡級以上の場合に限る。）で行う、育成複層林の造成及び育成並びに人工林の広葉樹林化の促進、天然林の質的・構造的な改善のための適正な更新を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒及び巻枯らしとする。

サ～セ （略）

(2)・(3) （略）

4～9 （略）

## 第5 事業計画等

### 1 事業計画の作成

(1) 都道府県知事又は市町村長は、地域における森林の状況、地域住民の森林に対する要請、事業実施体制等を把握したうえで、地域森林計画又は市町村森林整備計画の達成に資するものとして、別記様式第1号により森林基盤整備事業計画（以下この別紙において「事業計画」という。）を作成するものとする。なお、林道の開設及び改良に当たっては、「林道技術基準の制定について（平成10年3月4日付け9林野基第812号）」の計画策定の基本方針に基づき、全体計画を策定するものとする。

(2)～(4) （略）

### 2 事業計画の提出及び変更

(1)～(3) （略）

(4) (3)に規定する「事業計画の重要な部分の変更」とは、次に掲げるものとする。

ア・イ （略）

ウ 事業計画の対象事業全体における次の項目ごとの3割を超える増減

(ア)・(イ) （略）

(ウ) 上記以外の森林整備の面積

ただし、継続中の事業であって、地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第15項に基づき認定された地域再生計画に記載するとともに、同法第19条第2項に基づく道整備交付金を充てて行う事業へ移行する場合にあっては、本規定による変更がなされたものと見なす。

3 （略）

第6・第7 （略）

## 第8 造林に係る特記事項

(略)

1・2 （略）

### 3 交付区分

(1) 特定森林造成事業を次のとおり区分する。

ア 耕作放棄地等森林造成

環境保全要領第1の2の(1)のアの(ロ)に準ずる。

サ～セ （略）

(2)・(3) （略）

4～9 （略）

## 第5 事業計画等

### 1 事業計画の作成

(1) 都道府県知事又は市町村長は、地域における森林の状況、地域住民の森林に対する要請、事業実施体制等を把握したうえで、地域森林計画又は市町村森林整備計画の達成に資するものとして、別記様式第1号により森林基盤整備事業計画（以下この別紙において「事業計画」という。）を作成するものとする。なお、林道の開設及び改良に当たっては、「林道技術基準の制定について（平成10年3月3日付け9林野基第812号）」の計画策定の基本方針に基づき、全体計画を策定するものとする。

(2)～(4) （略）

### 2 事業計画の提出及び変更

(1)～(3) （略）

(4) (3)に規定する「事業計画の重要な部分の変更」とは、次に掲げるものとする。

ア・イ （略）

ウ 事業計画の対象事業全体における次の項目ごとの3割を超える増減

(ア)・(イ) （略）

(ウ) 上記以外の森林整備の面積

ただし、継続中の事業であって、地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第8項に基づき認定された地域再生計画に記載するとともに、同法第19条第2項に基づく道整備交付金を充てて行う事業へ移行する場合にあっては、本規定による変更がなされたものと見なす。

3 （略）

第6・第7 （略）

## 第8 造林に係る特記事項

(略)

1・2 （略）

### 3 交付区分

(1) 特定森林造成事業を次のとおり区分する。

ア 耕作放棄地等森林造成

<p>(ア) 施業実施協定造林 森林法第10条の11第1項の規定に基づく施業実施協定に基づいて行うもの (公益的機能別施業森林区域内に存する森林に限る。)</p> <p>(イ)～(オ) イ (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 交付金の交付に当たって付すべき条件等</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 森林作業道の開設又は改良に係る造林について、交付対象となる事業規模以上実施しないとき(天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。)は当該森林作業道につき交付を受けた交付金相当額を返還すること。 ただし、第4の9の(5)の規定に基づき整備する森林作業道の開設に係る造林について、交付対象となる事業規模以上実施しない路線区間があるとき(天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。)は、当該路線区間に相当する交付を受けた交付金相当額を返還すること。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 環境保全要領第5の6の(1)の<u>エ</u>に準ずる。</p> <p>オ (略)</p> <p>カ 環境保全要領第5の6の(1)の<u>オ</u>に準ずる。この場合、同要領中、「補助金」とあるのは、「交付金」と読み替えるものとする。</p> <p>キ 環境保全要領第5の6の(1)の<u>カ</u>に準ずる。この場合、同要領中、「補助金」とあるのは、「交付金」と読み替えるものとする。</p> <p>ク・ケ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>第9 (略)</p> <p>第10 経過措置</p> <p>1 山のみち地域づくり交付金実施要領(平成20年4月1日付け19林整整第1149号林野庁長官通知)第3に基づき林野庁長官の承認を受けている山のみち地域づくり計画により実施されてきた事業であって、平成24年度以降も継続して事業を実施する場合については、同計画を本事業の事業計画とみなす。</p>	<p>(ア) 施業実施協定造林 森林法第10条の11の10第1項の規定に基づく施業実施協定に基づいて行うもの (公益的機能別施業森林区域内に存する森林に限る。)</p> <p>(イ)～(オ) イ (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>6 交付金の交付に当たって付すべき条件等</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 森林作業道の開設又は改良に係る造林について、交付対象となる事業規模以上実施しないとき(天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。)は当該森林作業道につき交付を受けた交付金相当額を返還すること。 ただし、第4の9の(4)の規定に基づき整備する森林作業道の開設に係る造林について、交付対象となる事業規模以上実施しない路線区間があるとき(天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。)は、当該路線区間に相当する交付を受けた交付金相当額を返還すること。</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 環境保全要領第5の6の(1)の<u>ウ</u>に準ずる。</p> <p>オ (略)</p> <p>カ 環境保全要領第5の6の(1)の<u>エ</u>に準ずる。この場合、同要領中、「補助金」とあるのは、「交付金」と読み替えるものとする。</p> <p>キ 環境保全要領第5の6の(1)の<u>カ</u>に準ずる。この場合、同要領中、「補助金」とあるのは、「交付金」と読み替えるものとする。</p> <p>ク・ケ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>第9 (略)</p> <p>第10 経過措置</p> <p>1 山のみち地域づくり交付金実施要領(平成20年4月1日付け19林整整1149号林野庁長官通知)第3に基づき林野庁長官の承認を受けている山のみち地域づくり計画により実施されてきた事業であって、平成24年度以降も継続して事業を実施する場合には、同計画を本事業の事業計画とみなす。</p>
---	--

(下線部は改正部分)

改 正 後			現 行		
別紙7 (治山事業に係る運用)			別紙7 (治山事業に係る運用)		
第1 (略)			第1 (略)		
第2 事業内容 (略)			第2 事業内容 (略)		
1~4 (略)			1~4 (略)		
5 事業メニュー及び実施要件 (略)			5 事業メニュー及び実施要件 (略)		
区分	事業名	内容及び実施要件	区分	事業名	内容及び実施要件
1 治山 事業	(1)・(2) (略)	(略)	1 治山 事業	(1)・(2) (略)	(略)
	(3)機能強化・老朽化対策	(略)  次の1及び2の条件を満たすものとする(ただし、流木防止総合対策については、次の1から3までの条件を全て満たすもの、里山等保安林機能強化対策については、次の1、2、4及び5の条件を満たすもの、火山噴火緊急減災対策については、次の1、2及び6の条件を満たすもの、激甚災害緊急減災対策については、次の1、2及び7の条件を満たすもの、老朽化対策のみを実施する場合にあっては、8の条件を満たすものとする。) <u>1 山地災害危険地区等に指定されており(ただし、山地災害危険地区の危険度評価において、山腹崩壊危険度等が「a1」評価であって、かつ、保全対象の被災危険度「a2」評価又は地域防災計画等の警戒避難体制の整備に関する計画において避難経路等に指定されている道路(道路法上の道路並びに林道及び農道をいう。)に被害を及ぼすおそれのあるものを除く。)、人家等10戸以上の集落等(人家等が5戸以上10戸未満であって、当該地域に存する公共施設を含め考慮し、それが人家等10戸以上の集落に相当するものと認められるものを含む。)に直接被害を与えるおそれのあるもの</u>		(3)機能強化・老朽化対策	(略)  次の1及び2の条件を満たすものとする(ただし、流木防止総合対策については、次の1から3までの条件を全て満たすもの、里山等保安林機能強化対策については、次の1、2、4及び5の条件を満たすもの、火山噴火緊急減災対策については、次の1、2及び6の条件を満たすもの、激甚災害緊急減災対策については、次の1、2及び7の条件を満たすもの、老朽化対策のみを実施する場合にあっては、8の条件を満たすものとする。) <u>1 山地災害危険地区等が存する地区であり、既存の治山施設が存する地区であって、人家等10戸以上の集落等(人家等が5戸以上10戸未満であって、当該地域に存する公共施設を含め考慮し、それが人家等10戸以上の集落に相当するものと認められるものを含む。)に直接被害を与えるおそれのあるもの</u>

	2～8 (略)
(4)・(5) (略)	(略)
(6) <u>山地防災力強化総合対策</u>	(略)
	<p>(削る。)</p> <p><u>山地災害危険地区等において、<u>荒廃山地の復旧整備及び荒廃危険山地の崩壊等の予防を行う</u>もので次の1から3までのいずれか及び4から6までの全ての条件を満たすもの(ただし、<u>流木防止総合対策</u>については、次の1から3までのいずれかに該当し、かつ、4から7の全ての条件を満たすもの、<u>火山噴火緊急減災対策</u>については、次の1から3までのいずれかに該当し、かつ、4から6まで及び8の全ての条件を満たすもの)</u></p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 都道府県が市町村や地域住民等と協働で策定する「<u>山地災害減災計画</u>」に基づき、住民参加型の総合的な<u>警戒避難体制の整備に資するソフト対策を実施するもの</u></p> <p>6 4で定める区域における全体計画の事業規模が7,000万円以上のも<u>の(ただし、<u>荒廃危険山地の崩壊等の予防のみを実施する場合は、<u>年度計画の事業規模が予防治山の工事規模を満たすもの</u></u>)</u></p> <p>7・8 (略)</p> <p>(削る。)</p>

	2～8 (略)
(4)・(5) (略)	(略)
(6) <u>山地災害総合減災対策治山</u>	(略)
	<p>(<u>復旧治山タイプ</u>)</p> <p><u>山地災害危険地区等において、<u>天然現象等によって発生した崩壊地、荒廃溪流、はげ山及び地隙で、荒廃の拡大又は土砂、流木等の流出により、現に下流に被害を与え、又は被害を与えるおそれがある、流域保全上重要なもの及び公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置しがたいもの</u>で次の1から3までのいずれか及び4から6までの全ての条件を満たすもの(ただし、<u>流木防止総合対策</u>については、次の1から3までのいずれかに該当し、かつ、4から7の全ての条件を満たすもの、<u>火山噴火緊急減災対策</u>については、次の1から3までのいずれかに該当し、かつ、4から6まで及び8の全ての条件を満たすもの。)</u></p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 都道府県が市町村や地域住民等と協働で策定する「<u>山地災害減災計画</u>」に基づき、住民参加型の総合的な<u>防災・減災対策の実施が可能なもの</u></p> <p>6 4で定める区域における全体計画の事業規模が7,000万円以上のも</p> <p>7・8 (略)</p> <p>(<u>予防治山タイプ</u>)</p> <p><u>山地災害危険地区等において、<u>天然現象等に起因する崩壊の可能性が濃厚な山地又は荒廃移行地で、崩壊又は土砂、流木等の流出により、下流に被害を与えるおそれがあり、流域保全上重要なもの及び公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置しがたいもの</u>で、次の1から3までのいずれか及び4から6までの全ての条件を満たすもの(ただし、<u>流木防止総合対策</u>については、次の1から3までのいずれかに該当し、かつ、4から7までの全ての条件を満たすもの、<u>火山噴火緊急減災対策</u>については、次の1から3までのいずれかに該当し、かつ、4</u></p>

(7)・(8)	(略)	(略)

6～8 (略)

第3～第8 (略)

別記様式

様式1 (略)

様式2  
(略)

1～5 (略)

6 平成〇〇年度〇〇事業箇所別実施計画表

(1) 一ア 計画表 (保安林管理道整備事業、森林土木効率化等技術開発事業、林地荒廃防止事業、共生保安林整備事業を除く。)

記載要領

1～8 (略)

9 機能強化・老朽化対策事業については、その他の欄に山地災害危険地区の危険度(山腹崩壊危険度等及び被災危険度)及び保全対象とする道路の避難経路等への指定状況を記載する。

10 (略)

6―(1) 一イ～オ (略)

6―(1) 一カ 山地災害減災計画

		から6まで及び8の全ての条件を満たすもの。 (1から5までの各号、7及び8は復旧治山タイプに同じ。)
(7)・(8)	(略)	6―4で定める区域における年度計画の事業規模が、予防治山の工事規模を満たすもの
(7)・(8)	(略)	(略)

6～8 (略)

第3～第8 (略)

別記様式

様式1 (略)

様式2  
(略)

1～5 (略)

6 平成〇〇年度〇〇事業箇所別実施計画表

(1) 一ア 計画表 (保安林管理道整備事業、森林土木効率化等技術開発事業、林地荒廃防止事業、共生保安林整備事業を除く。)

記載要領

1～8 (略)

(新設)

9 (略)

6―(1) 一イ～オ (略)

6―(1) 一カ 山地災害減災計画





記載要領

1～3 (略)

4 ハード対策における施設計画欄は、当該計画箇所の谷止工等の計画を簡潔な必要理由とともに記載する。

5 ソフト対策は、計画している内容を記載する。なお、実施内容は警戒避難体制の整備に資する以下の対策を実施するものとする。

・地域住民や市町村と連携して実施する山地災害危険地区等の定期点検体制の整備

・地域住民の山地災害への理解を深めるための講習会、研修会等の啓発活動の実施

・その他山地災害危険地区等への標識、土石流センサー、監視カメラ等の設置等

6～8 (略)

(2) (略)

7 (略)

8 平成〇〇年度治山事業計画位置図

(1) (略)

(2) 計画位置を次の事業別記号及び色別により記入し「様式2-5 平成〇〇年度〇〇事業計画明細表」と同一番号を付する。

予防治山	黄	予
地域防災対策総合治山	黄	防災
火山地域防災機能強化総合治山	黄	火
機能強化・老朽化対策	赤	機
森林土木効率化等技術開発	黄	森開
林地荒廃防止	黄	荒
<u>山地防災力強化総合対策</u>	黄	<u>山防</u>
生活環境保全林整備	紫	生
自然環境保全治山	紫	自
環境防災林整備	紫	環
保安林管理道整備	緑	管

(3)～(5) (略)

様式3～様式6 (略)

記載要領

1～3 (略)

4 ハード対策における復旧計画欄は、当該計画箇所の谷止工等の計画を簡潔な必要理由とともに記載する。

5 ソフト対策は、計画している内容を記載する。

6～8 (略)

(2) (略)

7 (略)

8 平成〇〇年度治山事業計画位置図

(1) (略)

(2) 計画位置を次の事業別記号及び色別により記入し「様式2-5 平成〇〇年度〇〇事業計画明細表」と同一番号を付する。

予防治山	黄	予
地域防災対策総合治山	黄	防災
火山地域防災機能強化総合治山	黄	火
機能強化・老朽化対策	赤	機
森林土木効率化等技術開発	黄	森開
林地荒廃防止	黄	荒
<u>山地災害総合減災対策治山</u>	黄	<u>減</u>
生活環境保全林整備	紫	生
自然環境保全治山	紫	自
環境防災林整備	紫	環
保安林管理道整備	緑	管

(3)～(5) (略)

様式3～様式6 (略)

改正後	現行
<p>別紙10（漁港漁村環境整備事業に係る運用）</p> <p>第1・第2（略）</p> <p>第3 事業の対象</p> <p>1 漁港環境整備事業（略）</p> <p>2 漁業集落環境整備事業 （1）～（7）（略） <u>（8）第2の1の（2）のアの（ア）に掲げる漁業集落排水施設の整備又は改築にあつては、コスト縮減や経営改善に資するPFI等の民間活用、公営企業会計の適用を検討するものとする。</u></p> <p>3 漁村再生交付金事業（略）</p> <p>第4～第8（略）</p> <p>（別記参考様式別紙10第1号～別記参考様式別紙第9号）（略）</p>	<p>別紙10（漁港漁村環境整備事業に係る運用）</p> <p>第1・第2（略）</p> <p>第3 事業の対象</p> <p>1 漁港環境整備事業（略）</p> <p>2 漁業集落環境整備事業 （1）～（7）（略） （新設）</p> <p>3 漁村再生交付金事業（略）</p> <p>第4～第8（略）</p> <p>（別記参考様式別紙10第1号～別記参考様式別紙第9号）（略）</p>

改 正 後		現 行	
別紙11（海岸保全施設整備事業に係る運用）		別紙11（海岸保全施設整備事業に係る運用）	
第1 （略）		第1 （略）	
第2 事業内容		第2 事業内容	
1 趣旨		1 趣旨	
(1) 農地保全に係るもの（ <u>海岸法第40条第1項第3号及び第4号並びに同条第2項</u> ） 沿岸域の農地とそこで展開される農業生産活動を守り、食料の安定供給の確保と安全な農村地域の形成を図る。		(1) 農地保全に係るもの 沿岸域の農地とそこで展開される農業生産活動を守り、食料の安定供給の確保と安全な農村地域の形成を図る。	
(2) 漁港区域に係るもの（ <u>海岸法第40条第1項第2号及び同条第2項</u> ） 漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮を確保する。		(2) 漁港区域に係るもの 漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮を確保する。	
2 （略）		2 （略）	
3 事業の内容		3 事業の内容	
農地保全及び漁港区域に係る本事業の内容は、次の表の区分及び工種の欄に応じ、それぞれ内容の欄に定められたものとする。		農地保全及び漁港区域に係る本事業の内容は、次の表の区分及び工種の欄に応じ、それぞれ内容の欄に定められたものとする。	
区分	工種	区分	工種
海岸保全施設整備	1 (1) 高潮対策	1 (1) 高潮対策	(略)
	(2) 侵食対策	(2) 侵食対策	(略)
	(3) 海岸耐震対策	(3) 海岸耐震対策	(略)
	(4) 海岸堤防等老朽化対策	(4) 海岸堤防等老朽化対策	海岸堤防等海岸保全施設の中には築造後相当な年月が経過しているものが多く、部材の経年変化、波力等の影響による損傷や機能低下が進行しているとともに、地球温暖化の影響等による高潮被害の増加や海岸侵食の進行、破堤による被害等の発生が懸念され、これらへの対応が喫緊の課題となっている。このため、以下の対策を講じることにより、予防保全型の維持管理を導入し、必要な防護機能を確保し、施設の長寿命化を図りつつ、海岸堤防等の老朽化対策を計画的に推進することを通じて、海岸保全施設の機能の強化（海岸法第27条第1項に定める新設又は改良に関する工事による機能の強化をいう。以下この別紙において同じ。）又は回復（当該機能の強化と一体的に行うことが適当と認められる補修による機能の回復をいう。以下この別紙において同じ。）を図り、もって人命や資産を防護するとともに、維持管理・更新に係るトータルコストを縮減し、費用を平準化する。 (1) 長寿命化計画の変更 ① （略）

		② 長寿命化計画の変更（策定については東日本大震災の被災地及び5地区海岸以上を管理している市町村（政令市を除く。）において令和2年度までに限る。） (2) (略)
2	津波・高潮危機管理対策	(略)
3	海岸環境整備	(略)
4	市町村等事業推進	(略)

4 (略)

第3 事業の実施

1 (略)

2 実施要件

事業の実施要件は、次の表の区分及び工種の欄に応じ、それぞれ内容の欄に定められたものとする。

区分	工種	内容
海岸保全 設備	1 (1) 高潮対策	(略)
	(2) 侵食対策	(略)
	(3) 海岸耐震対策	(略)

		② 長寿命化計画の変更（策定については東日本大震災の被災地及び5地区海岸以上を管理している市町村（政令市を除く。）において平成32年度までに限る。） (2) (略)
2	津波・高潮危機管理対策	(略)
3	海岸環境整備	(略)
4	市町村等事業推進	(略)

4 (略)

第3 事業の実施

1 (略)

2 実施要件

事業の実施要件は、次の表の区分及び工種の欄に応じ、それぞれ内容の欄に定められたものとする。

区分	工種	内容
海岸保全 設備	1 (1) 高潮対策	(略)
	(2) 侵食対策	(略)
	(3) 海岸耐震対策	(略)

(4)海岸堤防等老朽化対策	<p>海岸法第40条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する海岸保全区域内の海岸保全施設を対象に実施するものであって、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 長寿命化計画の変更</p> <p>① 既に策定されている長寿命化計画について、以下の事項等を反映させて令和5年度までに変更されるものであること。</p> <p>(ア) 水門・陸閘等の施設の追加</p> <p>(イ) 水門・陸閘等の統廃合の位置づけ</p> <p>② 東日本大震災の被災地及び5地区海岸以上を管理している市町村（政令市を除く。）については令和2年度までの間に策定又は変更されるものであること。</p> <p>(2) 老朽化対策</p> <p>① 長寿命化計画に基づき海岸保全施設が適切に管理されていること。ただし、海岸保全施設の新設又は東日本大震災の被災地及び5地区海岸以上を管理している市町村（政令市を除く。）において令和2年度までに事業に着手する場合には、長寿命化計画の策定を条件としない。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤ <u>農地の保全に係るものについて、地区内の防護区域内に農地が存在しないものの、他に防護すべき人家、公共施設等が存在し、引き続き海岸保全区域として保全する必要がある場合においては、上記要件に加え、海岸保全区域適正化計画書（別記様式第14号）を策定すること。</u></p>
2 津波・高潮危機管理対策	(略)
3 海岸環境整備	<p>海岸法第40条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する海岸保全区域並びに同条第2項に規定する海岸保全施設に係る海岸保全区域において実施する次に掲げる要件に該当する事業であって、農林水産大臣が別に定めるところにより交付する交付金をその経費の一部に充てて地方公共団体が行うもの。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 海水浴等海岸の利用度が高く、既に海岸保全施設が整備されている海岸において行う次の事業で、総事業費が5,000万</p>

(4)海岸堤防等老朽化対策	<p>海岸法第40条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する海岸保全区域内の海岸保全施設を対象に実施するものであって、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 長寿命化計画の変更</p> <p>① 既に策定されている長寿命化計画について、以下の事項等を反映させて平成35年度までに変更されるものであること。</p> <p>(ア) 水門・陸閘等の施設の追加</p> <p>(イ) 水門・陸閘等の統廃合の位置づけ</p> <p>② 東日本大震災の被災地及び5地区海岸以上を管理している市町村（政令市を除く。）については平成32年度までの間に策定又は変更されるものであること。</p> <p>(2) 老朽化対策</p> <p>① 長寿命化計画に基づき海岸保全施設が適切に管理されていること。ただし、海岸保全施設の新設又は東日本大震災の被災地及び5地区海岸以上を管理している市町村（政令市を除く。）において平成32年度までに事業に着手する場合には、長寿命化計画の策定を条件としない。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>[新設]</p>
2 津波・高潮危機管理対策	(略)
3 海岸環境整備	<p>海岸法第40条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する海岸保全区域並びに同条第2項に規定する海岸保全施設に係る海岸保全区域において実施する次に掲げる要件に該当する事業であって、農林水産大臣が別に定めるところにより交付する交付金をその経費の一部に充てて地方公共団体が行うもの。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 海水浴等海岸の利用度が高く、既に海岸保全施設が整備されている海岸において行う次の事業で、総事業費が1,000万</p>

円(市町村が行う場合は2,500万円)以上のもの  
①・② (略)  
(6) (略)

3・4 (略)

5 実施に当たっての留意事項

農地保全に係るものについては、防護区域内に農地が存在し、そこで農業上の利用が図られている又は図られる見込みがあることを確認した上で、対策を実施するほか、以下の区分に応じてそれぞれの内容に留意するものとする。

区分	工種	内容
1 海岸保全施設整備	海岸堤防等老朽化対策	(1)・(2) (略) <u>(3) 農地保全に係るものについて、地区内の防護区域内に農地が存在しないものの、他に防護すべき人家、公共施設等が存在し、引き続き海岸保全区域として保全し続ける必要がある場合は、海岸保全区域適正化計画書(別記様式第14号)を策定し、地方農政局長等に別記様式第15号により提出した上で、対策を実施するものとする。</u>
2 海岸環境整備	海岸環境整備 (農地保全に係るものに限る)	(略)

第4～第6 (略)

別記様式第1号～別記様式第13号 (略)

円以上のもの  
①・② (略)  
(6) (略)

3・4 (略)

5 実施に当たっての留意事項

農地保全に係るものについては、防護区域内に農地が存在し、そこで農業上の利用が図られている又は図られる見込みがあることを確認した上で、対策を実施するほか、以下の区分に応じてそれぞれの内容に留意するものとする。

区分	工種	内容
1 海岸保全施設整備	海岸堤防等老朽化対策	(1)・(2) (略)
2 海岸環境整備	海岸環境整備 (農地保全に係るものに限る)	(略)

第4～第6 (略)

別記様式第1号～別記様式第13号 (略)

別記様式第14号

別記様式第14号

〇〇海岸 海岸保全区域適正化計画書

都道府県名	現行	主務大臣	海岸管理者名	
	所管変更	主務大臣	海岸管理者名	
沿岸名	事業施行場所		海岸保全区域指定	所管変更時期(予定)
	郡	町	平成 年 月 日告示	
	市	村		
海岸の概要	所管変更に係る事前処理事項		海岸背後地区の浸水被害防護に係る成果目標	
			海岸延長(m)	防護人口(人)
整備の概要		整備の方法等を記述する。		
		所管変更の必要性		
整備の内訳	実施予定期間	総事業費	千円	
	施設名等	実施内容等	事業費(千円)	整備予定期間
	合計			
その他参考となる事項				

※印：海岸延長とは、当該事業により老朽化対策が実施された海岸線延長とする。  
 ○添付資料 (1) 所在地及び位置図 (2) 計画平面図(標準断面図、構造図等を添付) (3) 写真(撮影時期、説明等を記述した海岸の現況写真等)  
 (4) 海岸保全基本計画等の該当部分の写し (5) 所管変更に係る事前処理事項の確認書の写し

[新設]

別記様式第15号

別記様式第15号

海岸堤防等老朽化対策 海岸保全区域適正化計画書

番 号  
年 月 日

〇〇〇 殿

〇〇県（都道府）知事 〇〇〇〇印  
又は〇〇県（都道府）〇〇市（町村）長〇〇〇〇印

〇〇海岸において、海岸保全施設整備事業（海岸堤防等老朽化対策）を実施したいので、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙11（海岸保全施設整備事業に係る運用）第3の5の実施に当たっての留意事項に基づき別紙海岸保全区域適正化計画書（別記様式第14号）を提出します。

[新設]